

## 平成22 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書

(平成23年9月22日統計委員会) (抜粋)

### 2 重要検討事項の審議結果

#### (2) 昨年度の重要検討事項のフォローアップ

＜その他の重要な事項＞

##### ③ ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

###### ア 統計整備等の方向性

ワークライフバランスに関する包括的かつ多面的知見を得るため、雇用・労働と家族・世帯に関する統計について関係府省共同の検討会（研究会）を設置するなど、関係府省による横断的な検討が不可欠である。特に、以下の取組を実施することが必要である。

- i ) 雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析すること。
- ii ) 少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計と家族・世帯関係統計を検討し、両者を関連付けるために必要な調査項目を追加すること。
- iii) ワークライフバランスの状況を明らかにするため、既存の大規模標本調査に「結婚時期」などの新しいワークライフバランス関連調査項目を追加する等の統計整備について検討を行うこと。
- iv) 就業意欲、結婚意識、出産・子育て意識などワークライフバランスに関する意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと。

###### イ 平成22 年度において講じられた措置等

総務省と厚生労働省は、統計委員会の指摘を踏まえ、雇用・労働統計の体系的整備に関して、「雇用失業統計研究会」及び「厚生労働統計の整備に関する検討会」等において緊密な情報交換を行い、必要な措置を実施した。主な措置内容は以下のとおりである。

- i ) ワークライフバランスの状況をより詳しく分析するため、以下の取組を実施した。
  - 就業と結婚、育児、介護の関係の分析に資するため、就業構造基本調査に、結婚時期や介護状況に関する調査項目の追加について検討した。
  - 平成19 年就業構造基本調査を活用し、「育児と就業に関する分析」の追加集計等を実施した。
  - 就業と結婚等の状況について、雇用動向調査において離職理由（結婚・出産・育児・介護）に関する調査を実施した。また、縦断調査（21世紀出生児縦断調査、21世紀成年者縦断調査、中高年者縦断調査）においても、意識調査項目も含め、結婚・出産前後の就業の状況、結婚・出生意欲、仕事への満足感、介護

の状況等を把握するための各調査を実施した。

ii ) 労働時間を捉えた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、平成23年社会生活基本調査において、「個人の年間収入」や「健康状態」に加え、意識調査項目として「希望する1週間の就業時間」を把握する調査項目を追加した。

#### ウ 施策の推進に当たっての留意事項

総務省と厚生労働省が、ワークライフバランス関連統計の体系的整備に向け、緊密な情報交換を行い、具体的検討を進めていると評価できる。

統計リソースの厳しい制約の中で、ワークライフバランスの状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要である。このため、今後は、特に、以下の点に留意して実施することが必要である。

○ 企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係をより詳しく解明できるようにするため、企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や待遇等を総合的に把握するための統計整備について検討を行うこと。

### ④ 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

#### ア 統計整備等の方向性

総務省と厚生労働省が共同で、正規・非正規雇用双方を調査対象とする統計調査の集計結果等の分析を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的課題を整理することが必要である。その上で、特に、以下のような取組を実施することが重要である。

- i ) 非正規雇用（不本意型を含む）の雇用形態別雇用者数（男女・年齢別、学歴別など）、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討を行うこと。
- ii ) 労働者の自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整や雇用形態の転換及びそれらに伴う賃金・所得の変化を継続的に把握できるような統計整備の検討を行うこと。
- iii) 非正規雇用者の実情を把握するための意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと。

#### イ 平成22年度において講じられた措置等

総務省と厚生労働省は、統計委員会の指摘を踏まえ、雇用・労働統計の体系的整備に関して、「雇用失業統計研究会」及び「厚生労働統計の整備に関する検討会」等において緊密な情報交換を行い、必要な措置を実施した。主な措置内容は以下のとおりである。

- i ) 非正規雇用全体の状況を的確に把握するため、関連統計について以下の取組を実施した。

- 有期雇用契約者の詳細を把握するため、労働力調査及び就業構造基本調査の調査内容の変更について検討した。
  - 非正規雇用の雇用形態別の詳細を労働力調査で毎月把握することを検討した。また、不本意型を含む非正規雇用者増加の背景を労働力調査で四半期ごとに把握することを検討した。
  - 実労働時間のより適切な把握に必要な項目を検証するため、「実労働時間に関するWEBアンケート」を実施した。アンケート結果を踏まえ、労働力調査における年ベースの実労働時間の把握に必要な調査項目の追加について検討した。
  - 雇用構造調査において、就業形態別の労働者割合等を毎年継続的に調査することについて検討した。
- ii) 労働者の自発的な離職・転職の詳細を把握するため、関連統計について以下の取組を実施した。
- 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」を調査するとともに、前職との賃金比較に関する調査を実施した。
  - 21世紀成年者縦断調査において、1年前との就業の状況を比較できるような調査を実施した。

#### ウ 施策の推進に当たっての留意事項

総務省と厚生労働省が非正規関連統計の体系的整備に向け、緊密な情報交換を行い、具体的検討を進めていると評価できる。

統計リソースの厳しい制約の中で、非正規雇用の状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要である。このため、今後は、特に、以下の点に留意して実施することが必要である。

- i) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること。
- ii) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること。
- iii) 同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること。
- iv) 雇用・労働統計の「従業上の地位」に係る分類の在り方について、引き続き、統計基準として設定することの可否について検討すること。